

合志市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年9月10日（金）午後1時29分から午後2時5分

2. 開催場所 合志市役所 2階大会議室

3. 出席委員（12人）

会長	14番	福嶋	求仁子
会長職務代理者	1番	大薮	真裕美
委員	2番	吉川	幸人
〃	3番	工藤	信夫
〃	4番	中嶋	サツ子
〃	5番	衛藤	彰一
〃	7番	吉岡	近
〃	8番	平野	昭代
〃	9番	峯	隆吉
〃	10番	嶋田	昭一
〃	11番	荒木	安孝
〃	12番	平山	洋生

4. 欠席委員（1人）

委員	13番	村上	裕宣
----	-----	----	----

5. 議事日程

(1) 議事録署名者

(2) 農家調査及び現地調査員

(3) 議案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第3号議案 農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしについて

第4号議案 あっせん委員の指名について

第1号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用（届出）について

6. 農業委員会事務局職員

局長 坂上 範 行

次長 竹 田 直 広

主幹 秋 吉 秀 美

○事務局長 それでは、ただいまより令和3年9月の農業委員会総会を開会いたします。
開会にあたり、福嶋会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長（福嶋求仁子君） 皆さん、こんにちは。お疲れさまです。毎日まだまだ暑い日が続きますけれども、また、お天気のほうも本当に不安定で、今日はちょっと作業のほうで忙しくなるのではないかと思います。また、雨のマーク、そして台風も近づいているようですので、台風対策等もお疲れさまでございます。

それから、今回、私のほう農業会議のほうでいろいろな研修事業などもありますけれども、なかなか研修が実際に実行されるというのがなかなか難しい状況になっておまして、いろいろな企画をされても延期あるいは中止というような形になっております。今回の農業委員さん方においては、本当に勉強する機会が少なくて、大変申し訳ないなと思っているところでございます。

それで、私、携帯電話にLINEで火の国ネットの事業とかをつないでおまして、いろいろな支援事業とかある場合には、いつも連絡がくるようになっております。もしよろしければ皆様方も、ぜひ携帯電話で火の国ネットのほうを検索をしていただいて、ご自分の知りたい情報とかを見ていただければと思います。

今日は皆さんのお席のほうに、後継者のチャレンジを応援しますというのがありますけれども、こういった事業も早めに連絡が入りますので、ぜひ一度つないでみていただきたいと思っております。

また、この後継者のチャレンジを応援するというで、これまで新規就農者の皆さん方には、本当に支援が大きく出ておりましたけれども、後継者に対しての支援がなかなかないという状況でした。2、3年ぐらい前から後継者に対する支援事業をお願いしますということで、いろいろな大会等がありましたときに発言等もさせていただいておりましたけれども、今年からこういうふうの後継者のチャレンジを応援するという事業というのが始まっておりますので、本当に発言する機会にはぜひいろんなことを、皆さんの感じたことを発言するということが、現実になってくるというのが本当に充実感というか、そういうことを感じた今月でございました。

今日もまた申請書のほうがあがっておりますので、皆様にもぜひ慎重に審議をいただきまして、よろしくお願ひしたいと思います。

挨拶が長くなりましたけれども、よろしくお願ひいたします。

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、本日の総会の成立についてご報告いたします

本日は、13番、村上委員から欠席の連絡が入っておりまして、議員13名中12名の出席でございます。よって、合志市農業委員会会議規則第6条の規定により、過半

の委員がおそろいでございますので、本日の総会が成立することをご報告いたします。

それでは、この後の議事進行につきましては、会議規則により、会長より進行をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） それでは、会議前に注意事項を申し上げます。会議中の携帯電話につきましては、電源を切られるかマナーモードにされますようお願いいたします。また、会議中での委員の私語につきましては、慎んでいただきますよう併せてお願いいたします。特に何かご質疑やご質問があれば、挙手により発言をするようお願いいたします。

-----○-----

（１）議事録署名者

○議長（福嶋求仁子君） それでは、３の議事に入ります。議事録署名者につきましては、９番の峯委員、１０番の嶋田委員を指名しますのでよろしくようお願いいたします。

-----○-----

（２）農家調査及び現地調査員

○議長（福嶋求仁子君） 農家調査及び現地調査員につきましては、１番、大藪委員、２番、吉川委員、９番、峯委員、１２番、平山委員、以上４名の委員さん方へ適宜意見をお伺いいたしますので、よろしくようお願いいたします。

-----○-----

（３）議案

○議長（福嶋求仁子君） それでは、議案に入ります。

第１号議案、農地法第３条第１項の規定による所有権移転及び賃借権設定につきまして上程いたします。

所有権移転、番号１につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書１ページをお開きください。

番号１、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっています。申請の理由は、売買でございます。地主さんより申請者へ畑の購入をお願いされ今回の申請となりました。

続けて申請地の場所ですが、議案書、別紙１ページ、図面中央斜線部分が申請地です。九州自動車道北側となります。次の２ページが現況の写真です。

３ページ、４ページは保有機械の写真です。

次に５ページをお開きください。

まず、第１号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面か

らみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ、該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり、該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。

第4号の農作業常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当しません。

第5号の下限面積要件につきましては、耕作面積が50a以上のため、該当しません。

第7号の地域との調和要件ですが、以前は野菜畑として利用されていました。今後はニンニクを植えられます。周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。

以上1号から7号まで該当する項目はないと思われます。

よろしく願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の2番、吉川委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○2番（吉川幸人君） それでは、農家及び現地調査につきましてご報告いたします。

8月31日に、私と坂口推進委員と事務局で現地調査をいたしました。今回の申請理由は売買です。申請地が譲渡人の自宅や農地に隣接しているため耕作がしやすく、また知人である譲渡人から再三の相談を受け、今回の申請に至りました。今後はニンニクを作付けされるとのことです。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して委員さん方から何かご意見やご質問はございませんでしょうか。特にご意見はございませんか。

(なしの声あり)

○議長（福嶋求仁子君） ご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号1は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号2につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 続けて、議案書1ページです。

番号2、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっています。申請の理由は、兄弟での相続でございます。

続けて申請地の場所ですが、議案書、別紙7ページの図面斜線部分が申請地です。熊本菊鹿線南側です。次に8ページをご覧ください。

耕作地の現況写真です。大きなビニールハウスに西瓜を植えられております。次に9・10ページをお開きください。保有されている農業機械の写真です。

次に11ページをお開きください。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できるの見込まれ、該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人農地所有適格法人の要件を満たしており、該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。」

第4号の農作業常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当しません。

第5号の下限面積要件につきましては、耕作面積が50a以上のため、該当しません。

第7号の地域との調和要件は、西瓜畑として利用しており、今後も同様に西瓜を作付けされる予定であり、周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。

以上1号から7号まで該当する項目はないと思われま。

よろしく申し上げます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございました。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の12番、平山委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○12番（平山洋生君） それでは、農家及び現地調査につきましてご報告いたします。

8月31日、私と安永推進委員と事務局とで現地調査をいたしました。今回の申請の理由は親族間の贈与です。

譲渡人と譲受人は兄弟であり、地元で農業をされている譲受人が、長年にわたり兄弟の農地を管理されてきました。今回、譲渡人が県外から戻られたのを機に譲受人の贈与を申し出られたということです。引き続きスイカを栽培されます。特に問題はないと思います。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して委員さん方から何かご意見やご質問はございませんでしょうか。特にございませんか。

(なしの声あり)

○議長（福嶋求仁子君） ご意見、ご質問がないようでございますので、採決を行います。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号2について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号2は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。

所有権移転、番号1につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の2ページをお願いいたします。

所有権移転番号1の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は建売住宅への転用で、売買による所有権の移転です。

議案書別紙の13ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が今回の申請地で、御代志市民センターの東側、国道387号線の西側に位置する農地です。

次の14ページが申請地の現況です。

次の15ページが配置図です。申請者は不動産業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、建売住宅7棟を整備し販売する計画です。

16ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、申請地は集落内開発区域内にある農地で、次の17ページにお示ししておりますとおり、申請地の前面道路に水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に公的施設である御代志市民センター及び医療施設である森本整形外科医院が存在しますことから、水管、下水道管が埋設されている沿道で、概ね500m以内に2つ以上の公共施設等が存在する農地に該当するため第3種農地となり許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、金融機関発行の残高証明及び融資証明の添付があり、事業費以上の資金が確保されていることを確認しております。

3の遅滞なく供することの妥当性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、許可後直ちに事業に着手し、令和6年3月末までに竣工の予定であり問題ないものと思われます。

検討事項4につきましては、都市計画法に基づく開発許可の申請手続きに向けての準備を進められている状況です。

6の計画面積の妥当性につきましては、住宅各戸の配置、規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われます。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無については、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われます。

11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については、都市計画法第32条に基づく同意協議書が合志市都市計画課に7月30日付けで提出済みであり、現在協議中であることを確認しております。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の9番、峯委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○9番（峯 隆吉君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和3年8月31日の午前、私と農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人の申請内容等を聞きました。農地法の許可要件につきましては、事務局より説明があったとおりでございます。

今回の申請は、譲受人が建売住宅7棟として農地を転用するものでございます。申請地は、都市計画法の集落内開発区域内の第3種農地であり、何ら問題はないと

思います。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何か意見やご質疑はございませんでしょうか。質問はございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご質問、ご意見がないようでございますので採決を行います。

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号1は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。

所有権移転、番号2につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

所有権移転番号2の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は建売住宅への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の19ページをお願いします。図面中央左側の太枠斜線部分が番号2の申請地で、西合志南中学校及び西合志東小学校の南東側、九州自動車道沿いに位置する農地です。

次の20ページが申請地の現況です。

次の21ページが配置図です。申請者は不動産業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、建売住宅5棟を整備し販売する計画です。

22ページをお願いします。まず、（1）の立地基準についてですが、次の23ページでお示ししておりますとおり、申請地は集落内開発区域内にある農地で、約0.8

h a の農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10h a 未満の小集団の生産性の低い農地に該当するため、第2種農地となり許可可能です。

(2) の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、融資証明の添付があり、事業費以上の資金が確保できることを確認しております。

3の遅滞なく供することの妥当性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、令和3年11月1日より事業に着手し、令和4年12月20日までに竣工の予定であり問題ないものと思われます。

検討事項4につきましては、都市計画法に基づく開発許可申請書を9月6日付けで提出済であることを確認しております。

6の計画面積の妥当性につきましては、住宅各戸の配置、規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われます。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無については、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われます。

11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については、都市計画法第32条に基づく同意協議書が合志市都市計画課に7月21日付けで提出済であり、協議済であることを確認しております。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の1番、大藪委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○1番（大藪真裕美君） それでは、現地調査につきましてご報告いたします。

令和3年8月31日の午前、私と平山推進委員と農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きいたしました。農地法の許可要件につきましては、事務局より説明がありましたとおりでございます。

今回の申請は、譲受人が建売住宅5棟として農地を転用するものでございます。申請地は都市計画法の集落内開発区域内の第2種農地であり、何ら問題はないかと思ひます。

よろしく審議をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何か意見やご質疑はございませんでしょうか。質問はございませんか。

(なしの声あり)

○議長（福嶋求仁子君） ご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号2について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号2は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。

所有権移転、番号3につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

所有権移転番号3の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は建売住宅への転用で、売買による所有権の移転です。

議案書別紙の25ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号3の申請地で、御代志市民センター及びブルーロ合志の北西側に位置する農地です。申請地西側の点線囲みの部分につきましては、今回の事業予定地には含まれておりますが、農地転用許可の必要がない原野の部分です。

次の26ページが申請地の現況です。

次の27ページが配置図です。申請者は不動産業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、建売住宅1棟を建築し販売する計画です。

28ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、次の29ページでお示ししておりますとおり、申請地は集落内開発区域内にある農地で、おおむね300m以内に市役所支所である御代志市民センターが存在しますことから、おおむね300m以内に市役所(支所)が存在する農地に該当するため第3種農地となり許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、金融機関発行

の融資証明書の添付があり、事業費以上の資金が確保できることを確認しております。

3の遅滞なく供することの妥当性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、令和3年10月1日より事業に着手し、令和4年6月末日までに竣工の予定であり問題ないと思われま

す。検討事項4につきましては、都市計画法に基づく開発許可の申請手続きに向けての準備を進められている状況です。

5の農地以外の土地の利用見込みにつきましては、隣接する原野105㎡を含めた総事業面積288㎡の計画で問題ないものと思われま

す。6の計画面積の妥当性については、住宅の配置及び規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われま

す。8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無については、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われま

す。11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については、都市計画法第32条に基づく同意協議書が合志市都市計画課に8月20日付けで提出済みであり、現在協議中であることを確認しております。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の9番、峯委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○9番（峯 隆吉君） それでは、現地調査につきまして報告します。令和3年8月31日の午前、私と農業委員会職員とで現地調査を行いました。申請代理人より申請内容をお聞きしました。農地法の許可要件につきましては、事務局より説明があったとおりでございます。

今回の申請は、譲受人が建売住宅1棟として農地を転用するものでございます。申請地は都市計画法の集落内開発区域内の第3種農地であり、何ら問題はないかと思

います。よろしく審議をお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま、事務局と委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご意見、ご質問がないようでございます。採決を行います。

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号3について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号3は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第3号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは、第3号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしについて説明いたします。

5ページをお開きください。

令和3年第9回の農用地利用集積計画総括表につきまして左側の区分、今回からご説明いたします。

10年の畑が10,667㎡でしたので合計10,667㎡でございます。5年の田が8,506㎡、畑は16,941㎡でしたので合計25,447㎡でございます。

3年の畑が2,727㎡でしたので、合計2,727㎡でございます。

今回の田の小計は8,506㎡、畑の小計は30,335㎡でしたので合計38,841㎡でございます。

続きまして、右側の利用権設定の本年累計、暦年につきましてご説明をいたします。

田の小計は195,303㎡、畑の小計は324,610㎡で合計519,913㎡でございます。

一番下、左側の所有権移転につきましてご説明をいたします。

今回の田の小計は989㎡、畑の小計は9,774㎡でしたので合計10,763㎡でございます。

ページ右側の所有権移転の本年累計につきましてご説明をいたします。

田の小計は15,463㎡、畑の小計は31,763㎡で合計47,226㎡でございます。

以上第3号議案は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次の6から9ページ中段までは、各自でご確認をお願いいたします。

次に、9ページ中段の農地法第18条第6項の規定、合意解約による通知書の集計を報告いたします。

今回の合意解約件数は、1件、6,790㎡でございます。

内契約予定件数が、1件、6,790㎡でございます。

これで説明を終わります。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局からの説明が終わりました。委員さん方から何かご意見やご質問はございませんでしょうか。特にございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。

第3号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきまして、承認することに異議がない方の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきましては、原案のとおり可決されました。

続きまして、第4号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書10ページをお開きください。

番号1、あっせん申出者の住所、氏名、申出内容、土地の表示、地目、面積につきましては議案書のとおりとなっております。

続けて申請地の場所ですが、11ページになります。

図面中央よりやや左上に位置します太枠斜線部分が申請地で、県道住吉熊本線より西に約800m、竹迫城跡（たかばじょうせき）公園北側約400mに位置する農地で

す。

あっせん申し出の理由としましては、これまで借りていた方がそこでの耕作をやめられたためです。

あっせん委員についてですが、申請地区域の担当委員であります嶋田委員、上島推進委員をお願いします。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局からの説明が終わりましたが、何かご質疑はございませんでしょうか。特によろしいでしょうか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご質問、ご意見がないようでございますので採決を行います。

第4号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして、承認することに異議がない方の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第4号議案、農地のあっせん委員の指名につきましては、原案のとおり可決されました。

あっせん委員さんにおかれましては、大変ご苦勞でございますがよろしく願いいたします。

それでは、議長を職務代理と交代いたします。

○会長職務代理者（大藪真裕美君） 続きまして、第1号報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明します。12ページをお開き願います。

今回の市街化区域内の農地転用5条届出につきましては議案書の12ページに記載しておりますとおり、所有権移転3件の届出がっております。

続けて、場所を説明します。14ページをお開きください。

図面中央やや右側の太枠斜線部分が所有権移転番号1の届出地です。南ヶ丘小学校の北東側約250mに位置する土地で、個人住宅建築のための転用です。この土地につきましては、すでに砂利を敷き駐車場としての利用がされていたため本人より、農地法についての知識が十分でなかったため平成30年4月頃から駐車場として利用しておりました。以後はこのような違反行為のないように農地法を遵守（じゅんしゅ）します。という旨の始末書の提出がっております。

次の15ページが所有権移転番号2の届出地です。九州自動車道と堀川に挟まれた場所にあり菊陽町との境界付近に位置する土地です。個人住宅建築のための転用です。

次の16ページが所有権移転番号3の届出地です。須屋にありますサービス付き高齢者向け住宅スリースマイル秋桜（コスモス）の東側に位置する農地です。障害福祉サービス事業所建築のための転用です。

事務局からは以上でございます。

○会長職務代理者（大藪真裕美君） ありがとうございます。

ただいま事務局から第1号報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出についての説明が終わりました。委員の皆様から何かご質疑等はございませんでしょうか。よろしいですか。

（なしの声あり）

○会長職務代理者（大藪真裕美君） ご意見、ご質疑もないようでございますので、第1号報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出につきましては、以上で報告を終わります。

会長に議長を交代いたします。

-----○-----

（4）閉会

○議長（福嶋求仁子君） それでは、長時間にわたりまして慎重審議をいただきましてありがとうございました。

以上をもちまして、令和3年9月の合志市農業委員会総会を閉会いたします。

-----○-----

閉 会 午後2時5分

